

## 家族信託とは



### 信託の相談から実行までのステップ

**1 営業店にて家族信託の相談・受付**

こんなお悩みの方は  
信託のご検討をオススメします。

**2 外部専門家による信託プランの策定**

認知症  
対策

**3 信託契約書の内容確定**

不動産の  
相続対策

事業承継  
対策

**4 口座開設・お借入手続き**

(ご留意事項)

- 家族信託サポートサービス(以下、「本サービス」といいます。)において、民事信託契約等の作成を行うのは専門家(司法書士・税理士等)であり、当行がこれを行いうものではありません。本サービスにおける法務上の取扱い及び税務上の取扱いについては、各種専門家にお問い合わせください。
- 本サービスにおける民事信託契約等の内容について、当行は責任を負いません。民事信託契約等の締結等にあたっては、専門家(司法書士・税理士等)へご相談のうえ行っていただきますようお願いいたします。
- 本サービスにおける民事信託契約等の当事者となるのは、お客さま及びお客さまのご家族等であり、当行は該民事信託契約等の当事者ではありません。
- 民事信託契約等の締結後、信託財産の管理・運用等は、民事信託契約等で定められた受託者が行い、当行は信託財産の管理・運用等に関与いたしません。
- 本サービスは、当行における貸付・預金等の他の取扱いは独立したものであり、お客さまが当行と他の取引を行う場合に、本サービスを利用する義務となることはありません。また、本サービスの利用によって、お客さまが当行と他の取引を行うことが条件となることはありません。
- 本サービスの内容、および本サービスにおいて当行がお客さまに提供した内容は、法令等の改正により変更になる場合がありますので、ご了承ください。
- 本サービスには、当行所定の手数料又は外部専門家のビジネスマッチング手数料が必要となります。

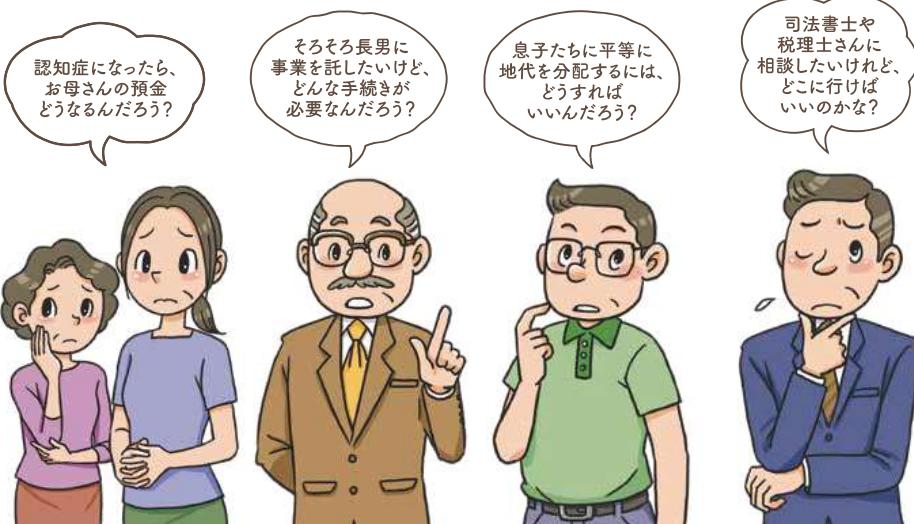
ご相談は、お気軽に当行本支店窓口までお問い合わせください。



おきぎん

# 家族信託 サポートサービス

## 事例紹介



CASE  
1

母の認知症を  
心配する娘たち  
母72歳／長女47歳／  
次女42歳  
お母さん思いの心優  
しい姉妹。

CASE  
2

事業承継を  
考え始めた父  
父(社長)65歳  
自ら起業した会社を  
順調に成長させてき  
た父。元気なうちに長  
男への事業承継を検  
討中。

CASE  
3

不動産相続の  
方法を模索する父  
父(地主)70歳  
3人息子が未永く仲  
良く暮らすことを願う  
父。地代の取り分で  
揉めない方法を模索  
している。

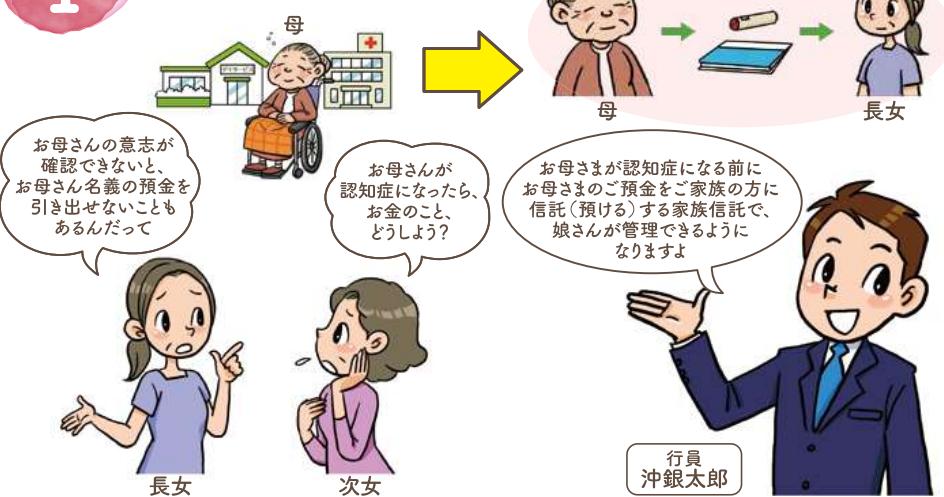
CASE  
4

ビジネス  
マッチング対策  
父(事業家)65歳  
財産管理を専門家に  
相談して、大勢の親族  
が相続などで困らな  
いようにしたいと願っ  
ている。

# ご家族の財産管理について このように解決します!

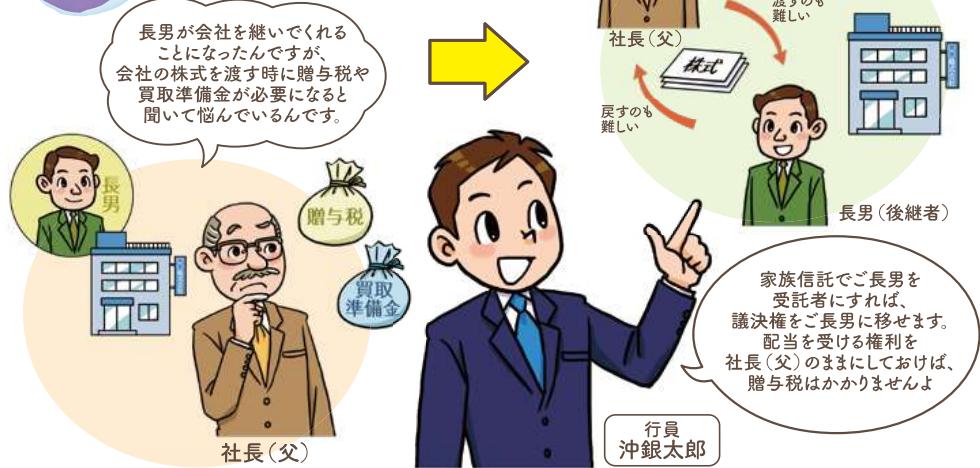
CASE  
1

## 認知症対策



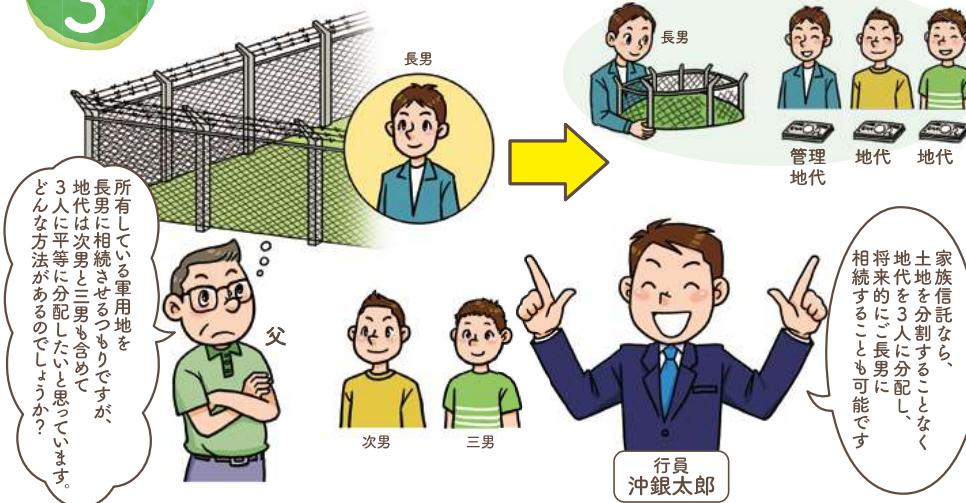
CASE  
2

## 事業承継対策



CASE  
3

## 不動産の相続対策



CASE  
4

## ビジネスマッチング対策

